

別記様式第1(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係)

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

{ 都道府県知事 } 殿
{ 市町村長 }

申請者

住 所

氏 名

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

(備考)

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

地域脱炭素化促進事業計画

1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電話番号： E-mailアドレス： 担当者名：	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称： 住所又は主たる事務所の所在地： 連絡先 電話番号： E-mailアドレス： 担当者名：	

(注)1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量	t-CO2
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの吸収の量の見込量	t-CO2
その他地域脱炭素化促進事業に係る目標	

3 地域脱炭素化促進施設の整備の内容

(1) 再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

① 再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設(附属設備を除く。)

番号	施設の 種類	出力 (kW) / (MJ/h)	年間発電電 力量(kWh) / 年間熱供 給量(MJ)	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
							登記簿	現況				
i												
ii												
iii												

(注)1 「施設の種類」欄には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。)第4条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

<参考：エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)(抄)>

第4条

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附帯設備・施設については、附帯設備・施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附帯設備・施設を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。
- 2 「氏名又は名称」欄には、附帯設備・施設を整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備・施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

(2)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設稼働し、発電又は熱供給が可能な状態になるまでに要する期間を記載すること。

(3)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間

番号	施設の使用期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)(1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。

(4)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を用いて得られた電気又は熱の供給先

- (注)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電施設の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

4 地域脱炭素化促進施設を整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

(1)地域の脱炭素化のための取組の内容

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2)地域の脱炭素化のための取組の整備の内容等

①地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種 類・用途等	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況				
ア											
イ											
ウ											

(注)1 (2)は、地域の脱炭素化のための取組を実施するために施設の整備が必要である場合に記載すること。

2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

3 「氏名又は名称」欄には、地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。

4 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名： 住所：
イ	氏名： 住所：
ウ	氏名： 住所：

(注)1 (2)①の施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に記載した者に含まれない場合に記載すること。

2 (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

3 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

④地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の使用期間

番号	使用期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

(注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

5 地域脱炭素化促進施設等の整備及びこれと一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

6 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1) 地域の環境の保全のための取組の内容

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。

2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(農林漁業の健全な発展に資する取組を含む。)

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。

2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

7 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(1) 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用並びにそれらの算定方法

撤去及び処分費用	算定方法

(2) 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注)1 「確保の方法」欄には、地域脱炭素化促進施設等の整備を行う者による地域脱炭素化促進施設等の撤去に要する費用の確保の方法(資金の積立て等)を記載すること。

2 地域脱炭素化促進施設等が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に3(1)①から③まで、及び4(2)①の各施設等の対応する番号を記載すること。

(3) 土地等の原状回復等

--

(注)1 地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。

2 添付書類として、地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。

8 特例措置に関する事項(別記様式第2の1～別記様式第2の15)

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (2) 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (4) 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (5) 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (6) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (7) 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (9) 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (10) 宅地造成等工事規制区域(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域をいう。以下同じ。)内において行う行為であって、同法第12条第1項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域(同法第26条第1項の特定盛土等規制区域をいう。以下同じ。)内において行う行為であって、同法第30条第1項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、宅地造成(同法第2条第2号に掲げる宅地造成をいう。)又は特定盛土等(同法第2条第3号に掲げる特定盛土等をいう。)に関する工事に係るものにあつては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。
- (11) 宅地造成等工事規制区域内において行う行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域内において行う行為であって、同法第30条第1項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、土石の堆積(同法第2条第4号に掲げる土石の堆積をいう。)に関する工事に係るものにあつては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。
- (12) 河川法(昭和39年法律第167号)第23条の2(同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (13) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (14) 熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。)を行う場合にあっては、別記様式第2の14に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (15) 指定区域(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。)内において行う行為であつて、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の15に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)

- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 4(2)①に記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると思われるための書類(認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為(農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。)に記載する場合を除く。)
- (7) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類
- (8) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。)が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- (9) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- (10) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。以下同じ。)に係る手続の実施状況を示す書類
- (11) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

(別表1)

地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の種類	必要な資金の額			調達方法					備考
		①設備投資額	②初年度の 運転資金額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計(①+ ②+③+④)	
i										
ii										
iii										
合計										

(注)1 (別紙)の3①～③までの地域脱炭素化促進施設の番号と対応するように記載すること。

2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1)地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法((2)の場合は除く。)

(単位：千円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						備考	
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③地域脱炭素化促進事業による売電等の収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他		合計(①+②+③+④+⑤+⑥)
合計										

(注)1 取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれ記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2)地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

番号	施設の種 類・用途 等	実施者	必要な資金の額			調達方法							備 考	
			①設 備 投 資 額	②初年度 の運転資 金額	合計 (①+②)	①申 請 者 による資 金	②申請者 以外に よる資金	③ 地 域 脱 炭 素 化 促 進 事 業 に よる 売 電 等 の 収 益	④借入金	⑤ 補 助 金 等	⑥その他	合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)		
ア														
イ														
ウ														
合 計														

(注)1 (別紙)の4(2)①の整備の内容の番号と対応するように記載すること。

- 2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含め全て記載すること。
- 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
- 4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。